（最高検察庁検事）同　阿部　健一
那覇地方検察庁検事正に配置換する
福岡高等検察庁検事に併任する
福岡高等検察庁那覇支部勤務を命ずる
福岡高等検察庁那覇支部長を命ずる
（広島高等検察庁次席検事兼法務総合研究所広島支所長）同　白井　智之
最高検察庁検事に配置換する
法務総合研究所広島支所長の併任を解除する
（大分地方検察庁検事正）同　塩澤　健一
広島高等検察庁検事に配置換する
広島高等検察庁次席検事を命ずる
法務総合研究所広島支所長に併任する
（最高検察庁検事出入国在留管理庁審議官（総合調整担当））同　門倉　良則
法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）に併任する
（東京高等検察庁検事）同　阿波　亮子
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
法務省大臣官房施設課長に充てる
（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房秘書課付）検事兼法務事務官　浅葉　義浩
法務省刑事局総務課企画官に充てる
法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）の併任を解除する
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）検事　鴫谷　学
法務省保護局参事官に充てる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京高等検察庁検事）同　矢﨑　敦夫
法務省訟務局訟務支援課長に充てる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　北嶋　小枝
法務教官（法務総合研究所教官）に併任する
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（同）同　三好　一生
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京地方検察庁立川支部検事）同　三黒　雄晃
東京高等検察庁検事に配置換する
（東京高等検察庁検事法務省大臣官房付法務省大臣官房参事官法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長）同　永井　孝治
東京地方検察庁検事に併任する
法務省大臣官房付に充てるﾉﾐを解く
法務省大臣官房参事官に充てるﾉﾐを解く
法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長に充てるﾉﾐを解く
（東京高等検察庁検事）同　杉山　貴史
東京地方検察庁検事に併任する
（最高検察庁検事法務省大臣官房付法務省大臣官房審議官（訟務局担当））同　田原　浩子
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁公安部長を命ずる
法務省大臣官房審議官（訟務局担当）に充てるﾉﾐを解く
（東京高等検察庁検事兼法務総合研究所教官）検事兼法務教官　阿波　亮子
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
法務教官（法務総合研究所教官）の併任を解除する
（松山地方検察庁次席検事）検事　羽柴　愛砂
やふたま地方検察庁検事に配置換する
やふたま地方検察庁刑事部長を命ずる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁）同　澁谷　亮
松山地方検察庁検事に配置換する
松山地方検察庁次席検事を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（福島地方検察庁検事正）同　菊池　和史
辞職を承認する（以上八月十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ガボンの独立記念日につき、八月十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、インドネシアの独立記念日につき、八月十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

公告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年８月18日

東北地方整備局長　小島　優

1　処分をした年月日　令和８年７月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アイリスオーヤマ株式会社　大山　晃弘　宮城県仙台市青葉区五橋２丁目12番１号　国土交通大臣許可（般・特―07）第24732号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、舗装工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年７月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第２００４９号

千葉県木更津市永井作一丁目６番２３号
申立人　天性院
本籍千葉県木更津市中央一丁目１５９３番地
最後の住所千葉県木更津市柢園１丁目１２番４号
死亡の場所千葉県木更津市
死亡年月日令和６年３月３１日
出生の場所千葉県木更津市
出生年月日昭和３３年４月２８日
職業　書店店員　被相続人　亡　今小路　操
事務所千葉県木更津市新田１丁目７番１４号浜名法律事務所
相続財産清算人　弁護士　浜名　泰
催告期間満了日　令和９年３月２４日

千葉家庭裁判所木更津支部

令和８年（家）第４０２３４号

札幌市豊平区福住１条８丁目９番１号
申立人　上原　貴子
本籍北海道札幌市白石区菊水元町２条１丁目１番
最後の住所札幌市白石区菊水元町２条１丁目１番26号
死亡の場所北海道札幌市中央区
死亡年月日平成30年２月14日
出生の場所北海道札幌市
出生年月日昭和34年10月28日
職業不明　被相続人　亡　松本　敏明
札幌市中央区大通西11丁目４番地登記センタービル４階ちくま法律事務所
相続財産清算人　弁護士　竹間　朗子
催告期間満了日　令和９年３月26日

札幌家庭裁判所